

公 示

道路法第44条の2及び自転車駐輪場利用約款第8条の2の規定により、違反する放置物件を撤去、保管した。

平成29年10月17日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 詳細については別紙「保管違法放置物件一覧簿」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
 - (1) 身分証明証等
 - (2) 印鑑
 - (3) その他、土木事務所長が必要と認める書類

- 3 返還を受ける際に必要な手続き
 - ・受領書の提出

4 留意事項

歩道にあった放置自転車等については、道路法第44条の2第4項の規定に基づき、公示後3ヶ月以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります

また、駐輪場内にあった放置自転車等については、自転車駐輪場利用約款第8条の5の規定に基づき、公示後6ヶ月以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります

担当：維持管理班
電話：867-2941